第六節　旅館、ホテル、下宿及び診療所

（耐火建築物としなければならないもの）
第三十四条　旅館又はホテルの用途に供する建築物（法第二十七条第一項の規定に適合するもの（政令第百十条第二号に掲げる基準に適合するものに限る。）を除く。）で、これらの用途に供する部分の二階の床面積の合計が五百平方メートルを超えるものは、耐火建築物としなければならない。

〔解説〕
本条は、旅館又はホテルについて二階の床面積の合計が五百平方メートルを超えるものは、耐火建築物としなければならない。ただし、政令第百十条第二号に掲げる基準に適合する建築物を適用除外とすることを定めたものである。

第三十五条　削除

〔解説〕
削除

（階段）
第三十六条　旅館、ホテル、下宿又は診療所の用途に供する建築物において、政令第百二十一条第一項の規定により設ける直通階段は、次の各号に定めるところによらなければならない。
一　けあげは、二十センチメートル以下とし、踏面は、二十四センチメートル以上とすること。
二　階段及び踊場の幅は、一・二メートル（屋外に設けるものにあっては、〇・九メートル）以上とすること。

〔解説〕
本条は、旅館、ホテル、下宿又は診療所の用途に供する床面積の合計が百平方メートルを超える直通階段について、政令第二十三条の規定の特例を定め、屋外に設ける階段及び踊場の幅を規定したものである。
なお、手すりはその幅が十センチメートルを限度として、ないものとみなして算定する。（政令第二十三条第三項と同様）

（廊下の幅）
第三十七条　旅館、ホテル又は下宿で居室の床面積の合計が百平方メートルをこえる階の廊下の幅は、両側に居室がある廊下にあつては一・六メートル以上、片側にのみ居室がある廊下にあつては一・二メートル以上としなければならない。ただし、二以下の居室（附室の部分を除いた床面積の合計が三十平方メートル以下の場合に限る。）及び浴室、便所、納（なん）戸その他これらに類するものの専用の廊下の幅は、七十五センチメートル以上とすることができる。
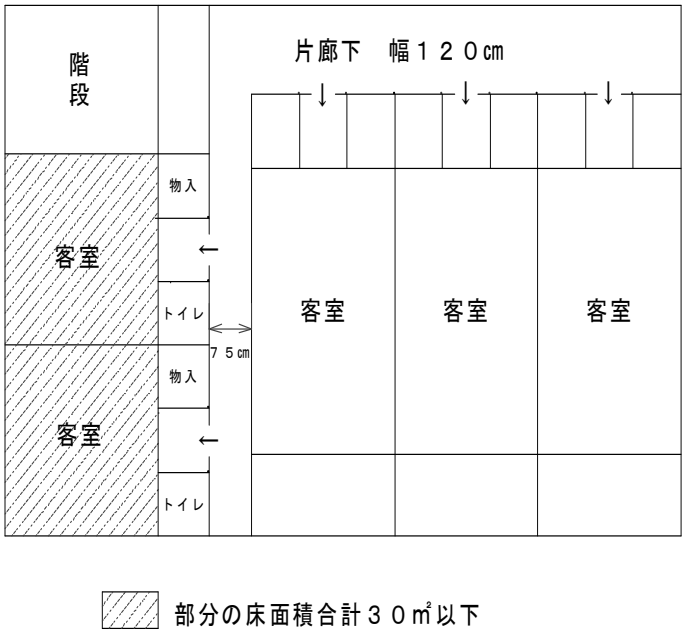
〔解説〕
本条は旅館、ホテル又は下宿で居室の床面積の合計が百平方メートルを超える階の廊下の幅について政令第百十九条の上乗せとして定めたものである。